HIBIKI PATH ADVISORS

39 Temple Street, #02-01 Singapore (058584)
Tel. +65-6931-3914; Fax +65-6931-3916
www.hibiki-path-advisors.com
Reg. 201541140R

日本版スチュワードシップ・コードの受入れ表明

Hibiki Path Advisors Pte. Ltd.

Hibiki Path Advisors Pte. Ltd. (“当社” もしくは “HPA”) は、「責任ある機関投資家」の諸原則「日本版スチュワードシップ・コード」に賛同し、これを受け入れることを表明する。尚、本コードで示された各原則についての、当社の方針及び考え方を以下に記す。

本コードを遂行することにより、クライアントの中長期的な投資リターンを達成できると当社は考える。尚、本コードで示された各原則についての、当社の方針及び考え方を以下に記す。

原則 1

機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

- Hibiki Path Advisors Pte. Ltd. は、投資先と当社そして、当社の顧客とが理念と目的、そしてそれを達成するための道筋（Path）や時間軸を一本の真っ直ぐな線として共有し、ひびきあうように、という理想のもとに２０１６年に活動を開始した。

- 当社は、日本版スチュワードシップ・コードに規定されたスチュワードシップ責任、すなわち、投資先企業とその事業環境等に関する深い理解のほかサステナビリティの考慮に基づく建設的な「目的をもった対話」（エンゲージメント）等を通じて、当該企業の企業価値向上やその持続的成長を促すことにより、顧客の中長期的な投資利益の拡大を図るという機関投資家の責任を積極的に全うすることを約束する。

- 当社は、当社の提案もしくは助言が投資先企業の価値向上に結び付き、様々なステークホルダーにメリットがあると考えられる場合、または反対に経営陣の判断及び行為が明白な企業価値の毀損をもたらす恐れが生じた場合、投資先企業に対して、重要提言行為もしくは助言等を行う可能性がある。

原則 2

機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

- 当社は独立系の投資顧問会社であり、受託資産の運用にあたって、専ら長期的な利益を第一として行動をする。

39 Temple Street, #02-01 Singapore (058584)
Tel. +65-6931-3914; Fax +65-6931-3916
www.hibiki-path-advisors.com
Reg. 201541140R

- 当社は役職員の行動指針をコンプライアンス・マニュアル内に策定し、顧客との利益相反に関して明確な方針を定めている。本行動指針においては、利益相反に関して、顧客と利益相反関係となるような状況を回避すべきこと等が規定されている。HPAの役職員は、入社時および入社後は年に一度、本行動指針を理解し遵守する旨の宣誓書をチーフコンプライアンスオフィサーに対して提出することが義務付けられている。

- 当社と密接に関係する、あるいは本行動指針に反する状況にある投資先企業の議決権を行使する場合、当社は常に顧客の利益を最優先に行動する義務を負う。 本行動指針は、毎年、または必要に応じいつでもレビューされる。

原則 3

機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。

- 当社は、公開財務情報のみならず、企業の沿革、企業文化含め包括的に調査分析を行い、当該企業の状況把握に努める。これにより、投資先企業の業界環境、競争優位性、及び企業価値を適切に評価することができる。

- 上記の情報を収集するために、当社は、積極的に投資先企業のIR担当者のみならず経営陣との綿密かつ活発なコミュニケーションの機会を持つよう努力する。

原則 4

機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

- 当社は、原則として、投資先企業との信頼関係構築と建設的な対話を通じて、サステイナビリティに関する課題を含む経営課題の認識と企業価値向上への意識の共有を図る。

- 当社は、公開企業においては特に、企業価値の向上、長期的利益の拡大は資本主義社会における企業の責務であると考え、そのような目的意識を共有・強化すべく、投資先企業の担当者、そして経営陣と対話を行うものとする。

- 当社は、経営陣、従業員、株主の間にはある程度の利益相反が存在することを認識した上で、その利益相反を最小化し、企業価値拡大への共通ベクトルをいかに強化出来るか、といった課題にかかわる対話を積極的に推し進めるものとする。また、「建設的な対話」を投資先企業と推進する上で、他の機関投資家と意見を交換することも一つの手段となりうる。

39 Temple Street, #02-01 Singapore (058584)
Tel. +65-6931-3914; Fax +65-6931-3916
www.hibiki-path-advisors.com
Reg. 201541140R

- 尚、対話の過程において、万が一未公表の重要事実等の情報を入手した場合は、社内規程により厳重に情報管理を行うほか、金融商品取引法の規制に従って公表に至るまでは売買を停止する。また、必要に応じ、投資先企業に当該重要事実の公表を要請する可能性もある。

原則 5

機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。

- 当社は、株主総会における議決権は、株主の基本的な権利であると捉えており、受託者責任の下、運用する顧客資産にて保有する株式について、株主価値の最大化のために、原則として全ての議決権を行使する。ただし、プライムブローカー契約を締結する証券会社を通じて保有している株式については、当該証券会社が当該株式を担保として第三者に提供するなどして議決権を確保していないことがあるため、議決権を行使できない場合もある。

- 当社では、投資先企業の企業価値向上に資するように議決権行使基準を策定し、適宜改定を行っている。この議決権行使基準についてはホームページ上で公表している。議決権行使の結果は、種類ごとに整理・集計して顧客向け資料に定期的に公表される。行使に当たって特に考慮した内容・方針があれば別途ホームページ上に開示することがある。

- 議決権行使に際しては、上記議決権行使基準を原則としつつ、投資先企業の経営陣との対話の内容や個別事情等を踏まえて投資先企業の中長期的な企業価値の向上に資するように判断する。また、投資先企業の経営陣との建設的な対話の一環として、必要に応じて議案の賛否の理由につき、投資先企業に対する書簡の送付や面談を行うことがある。

- 外観的に利益相反が疑われる議案や議決権行使の方針に照らして説明を要する判断を行った議案等、投資先企業との建設的な対話に資する観点から重要と判断される議案については、賛否を問わず、その理由を顧客に報告し、必要に応じてホームページ上に開示することがある。

原則 6

機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。

- 顧客であるファンドの受益者の長期的な利益を第一として行動をする当社にとって、投資先企業との対話及びエンゲージメント活動の報告は、当社への信任を頂戴している受益者に対する、最も重要な説明責任の一つであると考える。

HIBIKI PATH ADVISORS
39 Temple Street, #02-01 Singapore (058584)
Tel. +65-6931-3914; Fax +65-6931-3916
www.hibiki-path-advisors.com
Reg. 201541140R

- したがって、顧客への月次、及び四半期運用報告書において主なエンゲージメント活動の内容や議決権行使の内容について詳細に記載するとともに、必要に応じて直接受益者に対し説明を行う。

原則 7

機関投資家は、投資先企業の持続的な成長に積極的に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

- 当社は投資先企業への理解を極限まで深めるための徹底的な調査及び自己研鑽に努めるたけでなく、グローバルな政治経済環境及び最先端の経営戦略などの情報を積極的に収集、分析、理解し、投資先企業の経営陣との面談において、常に新しい視点や事業や経営に対する異なった切り口を提供できるよう努めるものとする。

- 当社は、資本主義における企業と株主の関係性は、包括的にはエコシステムに準ずるものがあると理解しており、投資先企業の価値向上だけでなく、株主、特に機関投資家の株主としての能力向上は、そのエコシステムの機能の継続的向上には不可欠であると理解している。したがって、当社は株主間及び機関投資家同志の対話なども積極的に行い、投資先企業のためにも株主力の向上をも図るものとする。

- 当社は、毎年スチュワードシップ活動の自己評価を継続的に行い、中長期的な企業価値の向上や企業の持続的成長に結び付くものとなるよう、その活動の質の改善に日々努めるものとする。

２０２０年１０月第３版